

【内閣官房（水循環政策本部）】

水源地における関係機関の連携と 財源措置に関する要望書

全国大規模水道用水供給事業管理者会議

水源地域における関係機関の連携と財源措置に関する要望

水道は、国民の日常生活及び社会経済活動の安定と発展を支える基盤として欠くことのできないものであります。

多くの水道用水供給事業者は、地域の水需要に応えるため、ダム建設に多額の建設費を負担するとともに、ダム完成後もその持ち分に応じて多額の維持管理費を毎年負担しております。

その一方で、ダム上流域では、国有林、県有林、私有林等、所有区分毎に管理者が混在しており、土砂生産域で一体となった総合的な治山・涵養事業の実施が困難となっていることから、ダム域への土砂流入に歯止めがかからない現状が放置されており、先般、会計検査院から改善処置要求（会計検査院法36条）がなされたように、ダムの洪水調節容量内の堆積土砂の問題は、全国的な課題となっております。

この問題の解決のためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携が必須であります。土砂生産域およびダム域のみで解決できるものでなく、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者が連携・協力して取り組まなければならない課題であります。

また、平成26年3月に制定された水循環基本法においても、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであること（水の公共性）、水が水循環の過程において生じた

事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであり、流域に係る水循環について総合的かつ一体的に管理されなければならないこと（流域の総合管理）、等が基本理念に掲げられ（第3条抜粋）、上記基本理念にのっとり、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明記し（第4条から第7条）、関係者相互の連携及び協力（第8条）が呼びかけられているところであります。

国においては、高水準の水道を構築すべく、諸施策を講じていただいているところでありますが、強靱な水道を構築するため、水道用水供給事業が市町村の水源としての役割を果たす公共性、広域性の強い事業であることをご理解いただき、下記事項が実現されるよう強く要望します。

記

- 1 水循環基本法の基本理念にのっとり、健全な水循環を維持すべく、堆積土砂関連の諸課題に効率的かつ効果的に対応するため、すみやかに、流域の管理区域の縦割りを廃し、流域として総合的かつ一体的な管理が可能となるような法体系の整備および管理体制を構築されたい。
- 2 流域における水の貯留・涵養機能の維持向上を図り、下流域への土砂流入を抑制するために、森林等の整備等必要な施策を早期に講じられたい。
- 3 水循環基本法の目的を達成するため、堆積土砂対策事業費について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じられたい。

全国大規模水道用水供給事業管理者会議

津軽広域水道企業団企業長	葛 西 憲 之
宮城県公営企業管理者	犬 飼 章
茨城県公営企業管理者 茨城県企業局長	中 島 敏 之
群馬県企業管理者	関 勤
埼玉県公営企業管理者	奥 野 立
北千葉広域水道企業団企業長	飛 山 利 夫
神奈川県内広域水道 企業団企業長	吉 川 伸 治
富山県公営企業管理者	須 沼 英 俊
石川県環境部長	宮 崎 良 則
岐阜県都市建築部長	酒 向 仁 恒
静岡県公営企業管理者 静岡県企業局長	望 月 誠
愛知県公営企業管理者 愛知県企業庁長	長 崎 栄 一
三重県公営企業管理者 三重県企業庁長	松 本 利 治
滋賀県公営企業管理者 滋賀県企業庁長	高 砂 利 夫

京都府環境部長

山口 寛 士

大阪広域水道企業団企業長

竹 山 修 身

兵庫県公営企業管理者

石 井 孝 一

奈良県水道局長

西 川 浩 至

阪神水道企業団企業長

山 中 敦

広島県公営企業管理者
広島県企業局長

坂 井 浩 明

香川県水道局長

岡 田 繁 正

沖縄県公営企業管理者
沖縄県企業局長

町 田 優

全国大規模水道用水供給事業管理者会議

水源地域における関係機関の連携と財源措置について

【要望】

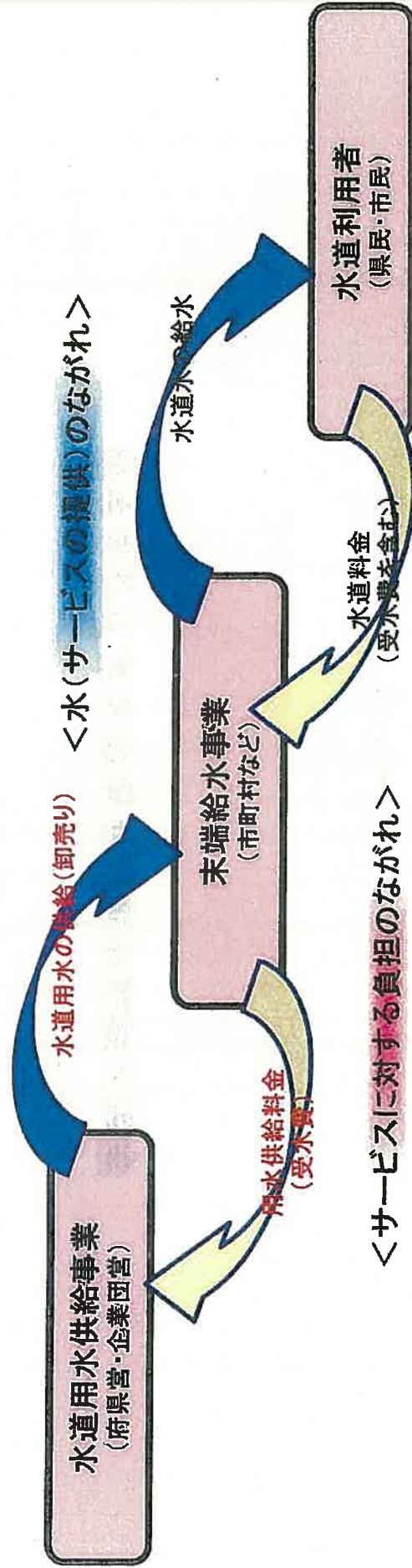
平成28年10月

水道事業における水道用水供給事業の役割

水道用水供給事業とは

- 高度経済成長とその後の水需要の増加に対応するため、昭和40年代以降の地方公営企業法や水道法の改正によって、府県営、企業団営による水道用水供給事業体が設立された(国の水道広域化政策)
- 主な役割は、多額の費用を要する水源開発を一括して行い、基礎自治体(市町村)が経営する水道事業に対して水道用水を卸売りすること
- 多くの水道用水供給事業が、設立から40年以上が経過し、施設の老朽化対策や耐震化対策のほか、水源地域における様々な課題が生じている

水の供給(サービス)とそれに対する料金負担のながれ【イメージ図】



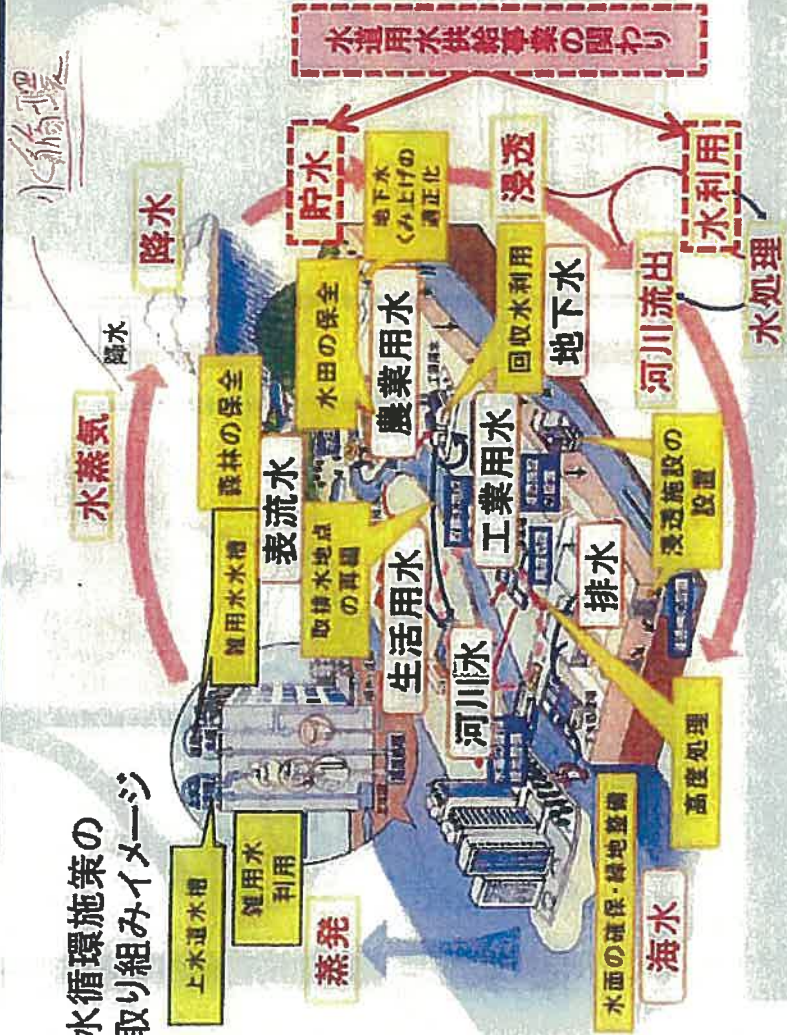
水循環基本法に関する水道用水供給事業の「視点」

水循環基本法の基本理念

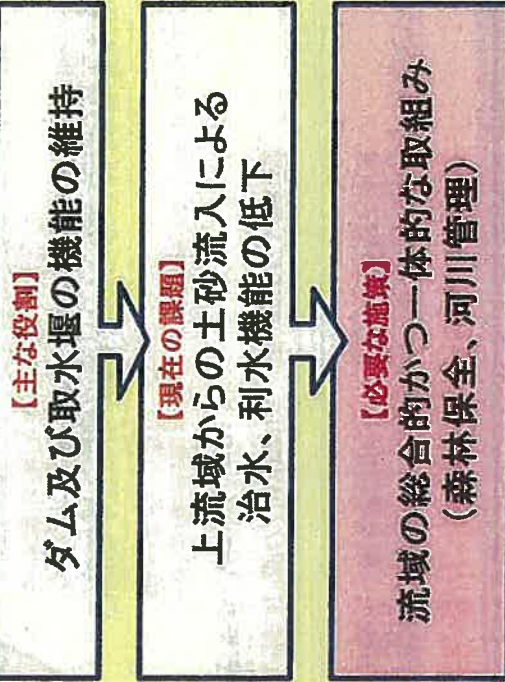
- ① 水は、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしている
- ② 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの
- ③ **健全な水循環の維持または回復のための取り組みの推進**
- ④ **流域として総合的かつ一体的な管理**
- ⑤ 水循環に関する国際的協調

特に関連する理念

水循環施策の 取り組みイメージ



水道用水供給事業としての視点

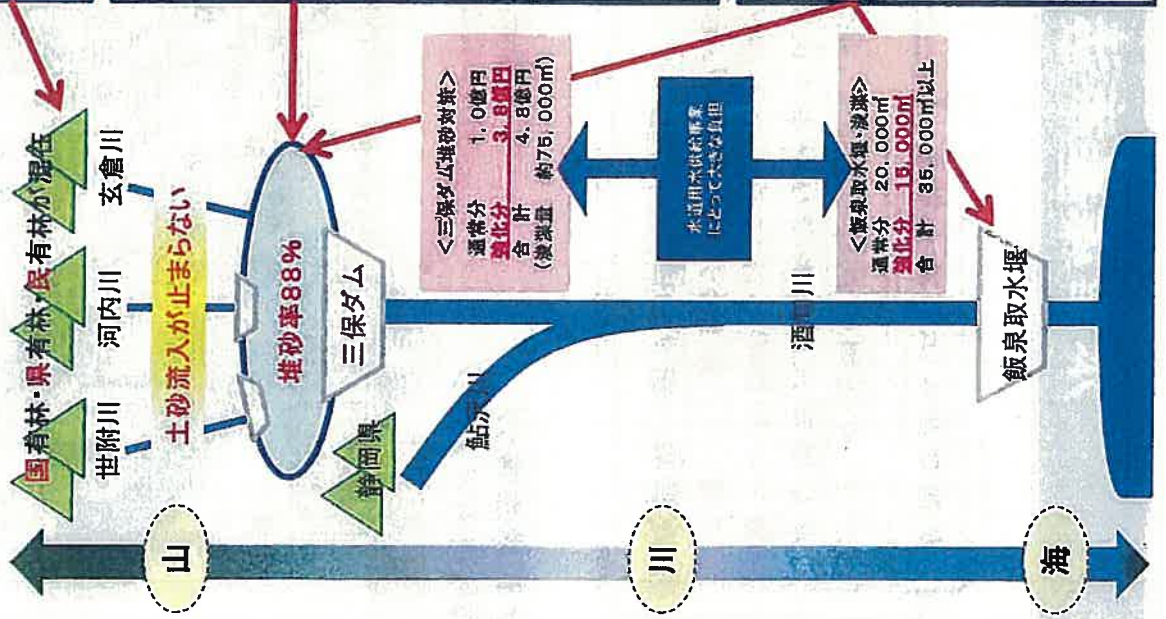


こうした取り組みが

水循環基本法の理念と合致

流域における水道用水供給事業の現状と課題

(参考) 神奈川県・酒匂川水系(三保ダム)の状況



※円グラフは、全国大規模水道用水供給事業管理者会議・構成員への調査結果

◎ 土砂生産域で総合的な治山・涵養事業の実施が困難

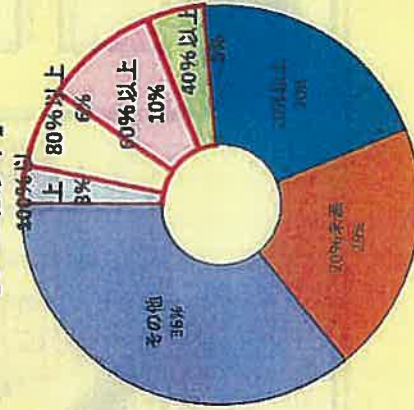
- ⇒ 森林の所有区分毎に管理者が混在 ⇒ 効果的な「森林の保全」が行えていない
- ⇒ 堆砂対策は、地震、火山噴火、集中豪雨などへの対応に限られる

課題 I

◎ 洪水調節容量内の堆積土砂の問題は、全国的な課題

⇒ 会計検査院から改善処置要求(平成26年10月)

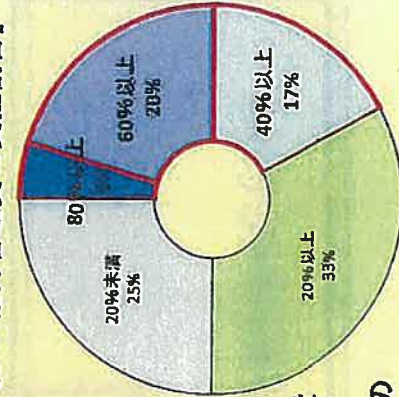
【ダム堆砂率】



- 計画堆砂量に対する堆砂率が40%以上のダムが約4分の1(約2.5割)
- 現時点で堆砂が進行していないという見方もできるが、中には堆砂率が80%を越えるダムや既に計画堆砂量を超えているダムもある
- 自然災害によって堆砂率が高くなっているダムもある

課題 II

【ダム維持管理費の負担割合】



◎ ダム及び取水堰の浚渫費用は利水者(水道用水供給事業者)の負担が大

- ⇒ ダム建設費として多額の費用を負担し、維持管理費も多額の費用を毎年度負担
- 水道用水供給事業として、ダム維持管理費全体の40%以上を負担しているダムが約4割
- 今後、堆砂対策に掛かる費用が増加した場合、水道事業として現在の負担割合で費用を負担することが見込まれる ⇒ 経営圧迫(水道利用者の料金負担に影響)
- ⇒ 取水堰も堰上流部の浚渫に毎年度多額の費用を負担

課題 III

要望事項：水源地域における関係機関の連携と財源措置

基本的な考え方

堆砂対策など「森林の保全」などは流域の関係者が一体となって取り組むべき課題

抜本的な対策

【要望事項①】関係機関の縦割り解消（縦の連携）

- 水循環基本法の基本理念にのっとり、健全な水循環を維持すべく、堆積土砂関連の諸課題に対応
- そのため、流域の管理区域の縦割りを廃し、流域として総合的かつ一体的な管理を行う体制を構築

【要望事項②】森林の貯留・涵養機能の向上（横の連携）

- 流域における水の貯留・涵養機能の維持向上を図り、下流域への土砂流入を抑制
- そのため、森林等の整備等に必要な施策を早期に実施

- ◎ 平成27年7月に策定された「水循環基本計画」によって、流域による取り組みが明示された
- ◎ 今後は「流域水循環協議会の設置」と同協議会による「流域水循環計画の策定」に対する国の支援によって、要望事項①及び②の実現に向けた取り組みを推進していただきたい

対症的な対策

【要望事項③】国庫補助制度等の創設（財源措置）

- 要望事項①及び②による取り組みとその効果については相当程度の時間を要する
- そのため、その間の対症的な対策として、堆積土砂対策事業費について国庫補助制度を創設

神奈川県内広域水道企業団の状況 (酒匂川水系・三保ダム)

- 全国水道供水事業管理者会議の構成22団体に対して、水源地域(ダム管理)の状況等について調査
- 調査の結果、当企業団の水源である酒匂川流域において対策の必要性が高いことを確認
- そこで参考事例として、酒匂川水系・三保ダムの状況をまとめた

酒匂川流域の状況(平成28年9月)

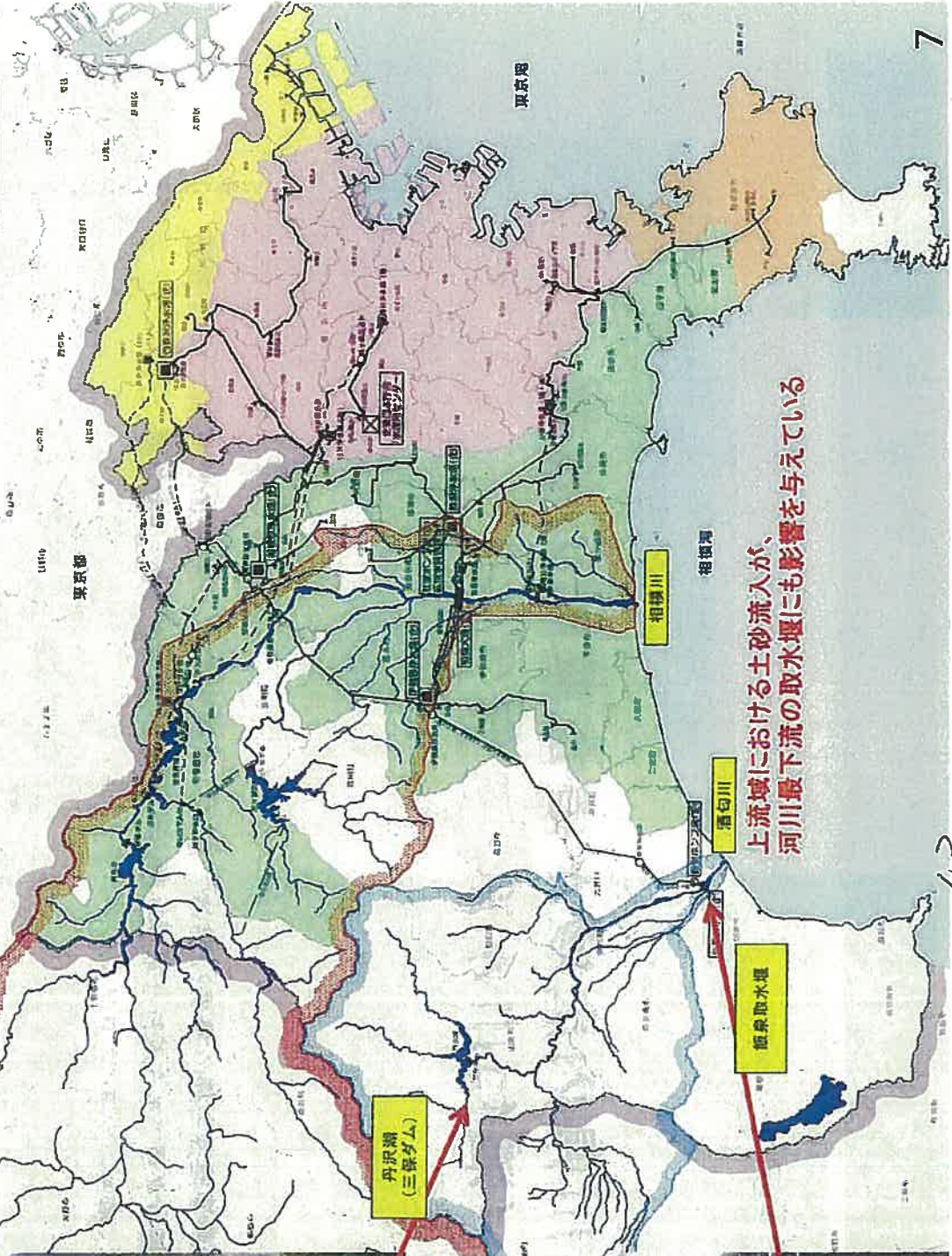
山腹崩壊によって林道が断絶



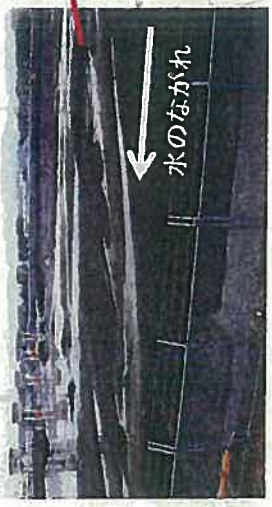
← 継続的なダム湖への土砂流入に加え、平成22年台風第9号による山腹崩壊などが大きく影響
平成23年度以降、対応は進んでいるものの、ダム湖への土砂流入を抑制するまでには至っていない

凡例 1

	相模川水系流域
	酒匂川・鶴沼川水系流域



取水堰上流に大量の土砂が堆積
(平成23年当時・現在は改善傾向)



上流域における土砂流入が、
河川最下流の取水堰にも影響を与えている

貯砂ダム及びダム湖の仮置場

平成26年6月



貯砂ダムに土砂が堆積し、堤体を乗り越えてダム湖へ流入

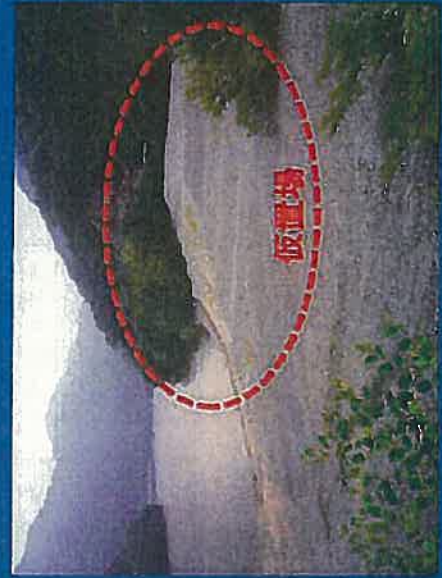
平成28年9月



浸漕が進んでいるものの、出水の度に左の状態へ



貯砂ダムに堆積した土砂を仮積みし随時搬出

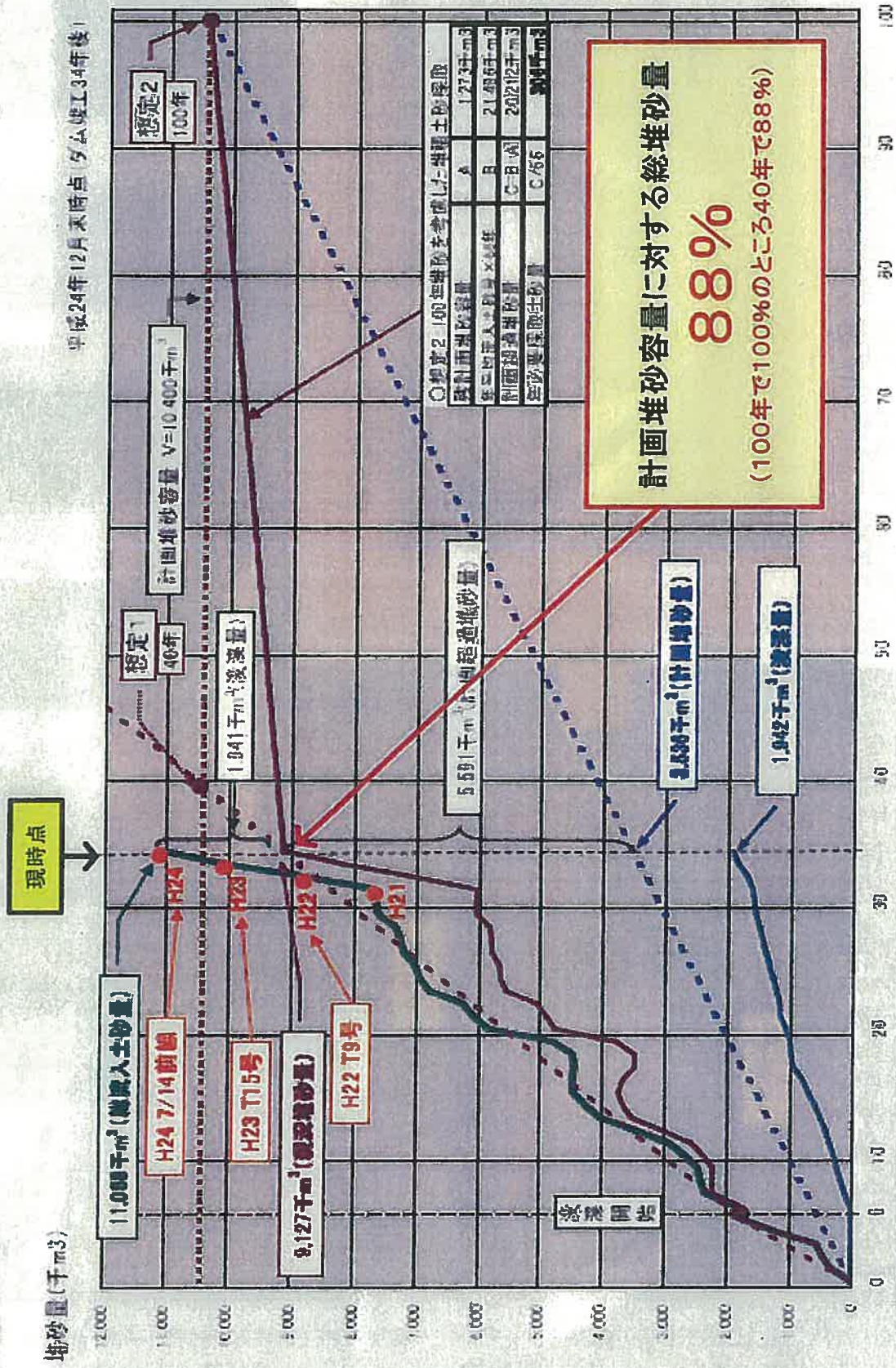


貯砂ダム上流に仮積みできない土砂をダム湖内に仮置

平成22年以降、
左記の状況に変化はない
↓
ダム湖への土砂流入が止まらない状況

抜本的な対策が必要

丹沢湖(三保ダム)における堆砂量の推移



想定1: ... これまでの年平均土砂採取量で継続した場合
想定2: ... 100年堆砂を目標に堆積土砂を撤出する場合

ダム建設後経過年数

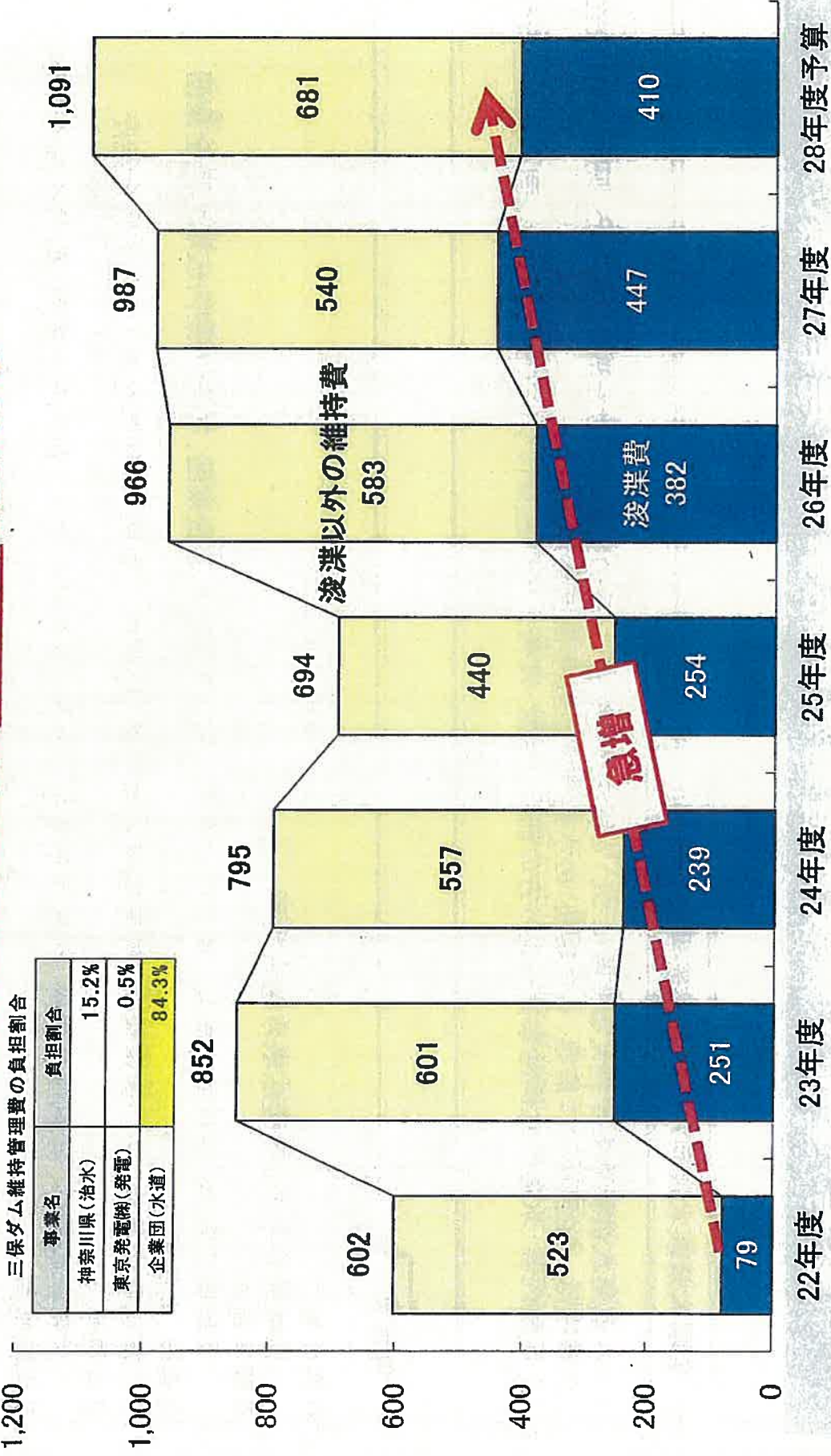
三保ダム維持管理費の推移(神奈川県内広域水道企業団負担分)

平成22年台風第9号以降、堆砂対策費が急激に増加(平成22年度以前の約4倍)

百万円

三保ダム維持管理費の負担割合

事業名	負担割合
神奈川県(治水)	15.2%
東京発電(発電)	0.5%
企業団(水道)	84.3%



(参考)全国大規模水道用水供給事業管理者会議の概要

全国大規模水道用水供給事業管理者会議とは

- 水道用水供給事業が抱える課題について解決策を樹立し、その実現に向けた取組みを行う。昭和51年設立。
- 現在は、22団体(17府県、5企業団)の水道用水供給事業団体が参加。
- 活動内容:水道用水供給事業のあり方の研究、経営・技術上の問題点について調査研究し、国へ要望を行う。

構成員

- ◎ 東北地方
宮城県企業局、津軽広域水道企業団
- ◎ 関東地方
茨城県企業局、群馬県企業局、埼玉県企業局、北千葉広域水道企業団、神奈川県内広域水道企業団
- ◎ 東海・北陸地方
富山県企業局、石川県環境部、岐阜県都市建設部、静岡県企業局、愛知県企業庁、三重県企業庁
- ◎ 近畿地方
滋賀県企業庁、京都府環境部、大阪広域水道企業団、兵庫県企業庁、奈良県水道局、阪神水道企業団
- ◎ 中国地方
広島県企業局
- ◎ 四国地方
香川県水道局
- ◎ 九州地方
沖縄県企業局

以上22団体

【参考】水循環基本法の概要と推進体制

水循環基本法の概要

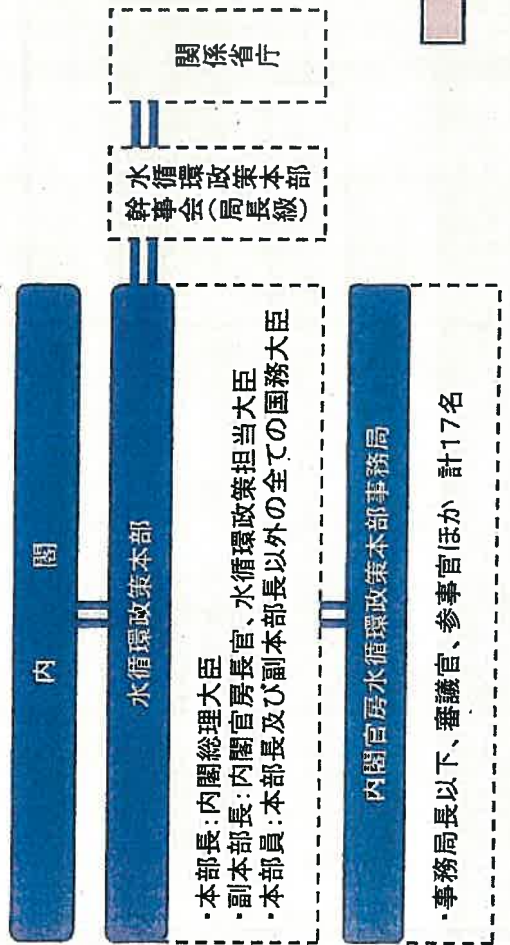
- 目的 ⇒ 水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進して、健全な水循環を維持・回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与(法第1条)
- 基本理念 ⇒ 流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない(法第3条第4項)
- 関係者の責務 ⇒ 国：水循環に関する施策を総合的に策定、実施する責務(法第4条)
地方公共団体：水循環に関する施策を国等と連携して自主的・主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定、実施する責務(法第5条)
事業者・国民：事業活動、水の利用に際しては、国、地方公共団体の施策に協力(法第6、7条)
- 関係者相互の連携・協力 ⇒ 上記関係者は基本理念の実現のため相互に連携・協力(法第8条)
- 水循環基本計画 ⇒ 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「水循環基本計画」を定めなければならない(法第13条第1項)
政府は、計画の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲で予算計上するよう努める(法第13条第7項)
地方公共団体・国等は、地域の実情に応じて流域単位として、その関係者から構成する「流域水循環協議会」を設置し、流域マネジメントの推進に努める
流域水循環協議会は、流域の特性等を踏まえて「流域水循環計画」を策定

施策の推進体制(イメージ図)

※公表資料等を基に企業団で作成

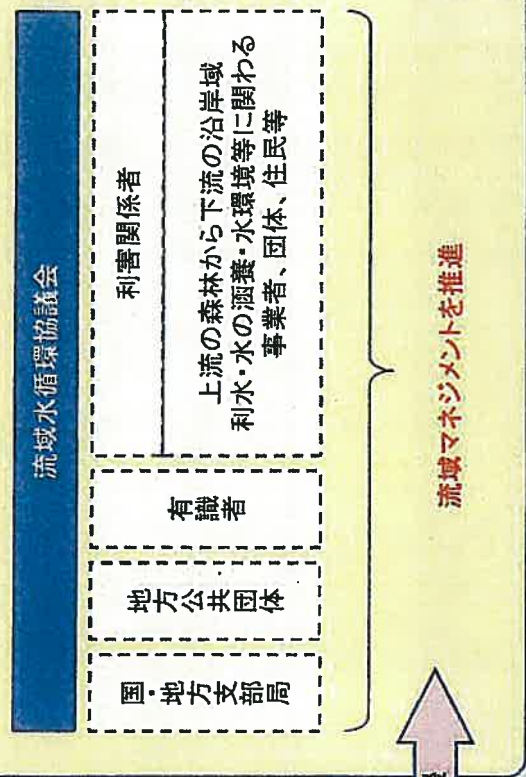
< 国 >

※水循環基本計画の決定、実施の推進、必要経費の予算化など ※



< 地方・流域自治体など >

※流域水循環協議会の設置、流域水循環計画の策定と実施※



支援

流域マネジメントを推進